

市会議案第5号

痴漢被害への対策を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年3月23日提出

吹田市議会議員

馬場慶次郎

同

山根 建人

同

玉井美樹子

痴漢被害への対策を求める意見書（案）

痴漢は最も身近な性犯罪・性暴力の一つであるにもかかわらず、これまで社会的に軽視され、多くの被害者が泣き寝入りを強いられてきた。

民間団体の調査によると、女性の7割が電車や道路などの公共空間において、痴漢や性的な声掛けなどの、いわゆるストリートハラスメントの被害を経験している。また、電車内における過去1年間の痴漢被害経験率は、10代が最も高いことが示されており、未成年者に対して、痴漢という性犯罪・性暴力の被害がまん延していることが浮き彫りとなった。

痴漢被害の後、電車に乗ろうとすると過呼吸になり仕事を辞めた、頻繁なフラッシュバックに苦しみ続けているなど、痴漢が被害者のその後の人生に深刻な影響を与える事例も生じている。しかしながら、そのような現状を政治においてもこれまで正面から問いただしてきたことはなく、このことが、痴漢を軽い問題として扱うような、女性の尊厳を軽んじる社会的風潮を広げてきた一因にもなっている。この解決のためにも、政府には、この問題を大きく受け止め、真摯な対応が求められる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 痴漢被害の実態調査を行うこと。
- 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援を行う相談窓口を充実させること。
- 3 痴漢の加害者根絶に向けた啓発や加害者更生を推進し、警察庁や民間事業者と連携し政府を挙げて取り組むこと。
- 4 人権・ジェンダー視点に立った包括的性教育を行い性犯罪・性暴力について充実した内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

吹 田 市 議 会